

## 和歌山大学学生の旧姓及び通称使用要項

平成29年10月18日  
教務委員会決定  
令和4年1月12日  
教務委員会 一部改正

### (趣旨)

第1条 この要項は、和歌山大学(以下「本学」という。)に在籍する学生の旧姓及び通称の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧姓 戸籍上の氏を改める前の戸籍上の氏をいう。
- (2) 通称 戸籍上の氏名(以下「本名」という。)に代えて本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているもの(旧姓を除く。)をいう。

### (旧姓及び通称の使用)

第3条 学生は、次に掲げる場合を除き、本学の文書等において旧姓を使用することができる。

- (1) 法令等の定めにより、本名を使用することとされている場合
- (2) 学長が本名以外の呼称を使用することが困難であると判断する場合
- 2 外国籍でかつ住民票に通称名が記載されている学生は、前項各号に掲げる場合を除き、本学の文書等において通称を使用することができる。
- 3 学生本人が本名を使用することで著しく不都合が生じる等特別の事情がある場合は、第1項各号に掲げる場合を除き、本学の文書等において通称を使用することができる。
- 4 旧姓又は通称の使用を認められた学生は、原則として旧姓又は通称のみを使用するものとする。

### (使用の手続)

第4条 旧姓又は通称の使用を希望する学生は、所定の申出書(「旧姓使用申出書」又は「通称使用申出書」)に前条第1項の規定による申出にあつては戸籍抄本、前条第2項の規定による申出にあつては住民票を添えて、所属する学部、研究科等(以下「所属学部等」という。)の長(以下「学部長等」という。)を経由して学長に申請しなければならない。

- 2 学長は、前条第3項に規定する申出があつたときは、前項の申出書の記載内容を確認し、記載内容を証明する書類等の提出を求めると及び必要に応じて面談を行うことができる。
- 3 学長は、学生に旧姓又は通称の使用を認めた場合は、所定の通知書(「旧姓使用通知書」又は「通称使用通知書」)により、学部長等を経由して当該学生に通知する。

(使用の中止)

- 第5条 旧姓又は通称の使用の中止を希望する学生は、所定の中止届(「旧姓使用中止届」又は「通称使用中止届」)により、学部長等を経由して学長に届け出なければならない。
- 2 学長は、前項に規定する届出があった場合は、所定の受理書(「旧姓使用中止届受理書」又は「通称使用中止届受理書」)により、学部長等を経由して当該学生に通知する。

(学位記)

- 第6条 第3条第4項の規定にかかわらず、旧姓又は通称を使用する学生が希望する場合は、学位記に本名を記載することができる。
- 2 前項の本名記載の学位記を希望する場合は、所定の希望届(「学位記本名記載希望届(旧姓使用者)」又は「学位記本名記載希望届(通称使用者)」)により、学部長等を経由して学長に届け出るものとする。
- 3 学長は、前項に規定する届出があった場合は、所定の受理書(「学位記本名記載希望届受理書(旧姓使用者)」又は「学位記本名記載希望届受理書(通称使用者)」)により、学部長等を経由して当該学生に通知する。
- 4 和歌山大学学位規程第20条第2項の規定は、本条第1項の学位記を交付した場合に準用する。

(記録)

- 第7条 旧姓又は通称を使用する学生の所属学部等の学務担当係及び学籍データを管理する事務部においては、第4条第3項、第5条第2項及び第6条第3項に規定する書類等に基づき、学生記録票、学位記発行台帳等への記録及び学籍データの変更を行わなければならない。

(卒業等後の取扱い)

- 第8条 卒業、修了等(以下「卒業等」という。)時に旧姓又は通称を使用していた学生(以下「卒業生等」という。)に係る証明書等の氏名については、卒業等後も同様に扱うものとする。

(使用の証明)

- 第9条 学部長等は、現に旧姓又は通称を使用する学生及び卒業生等から、本学の文書等において旧姓又は通称の使用を認められている又は認められていたことの証明の依頼があった場合は、所定の証明書(「旧姓使用証明書」又は「通称使用証明書」)を交付するものとする。

(雑則)

- 第10条 科目等履修生、特別聴講学生、研究生については、この要項を準用する。

附 則

この要項は、平成29年10月18日から実施する。

附 則

この改正要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正要項は、令和4年1月12日から施行し、令和3年3月25日から適用する。